

河津町新型コロナウイルス感染症対策地域活性化支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の経済的・町民の心身への影響を踏まえ、低迷する地域を盛り上げ、関係人口の創出に寄与すると町が認める地域活性化事業等（政治的、宗教的及び伝統的な行事を除く。以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域経済の回復及び地域活性化の推進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内で地域経済の回復及び地域活性化の推進に資する事業を実施するものかつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) イベントを実施するために組織する団体
- (2) 河津町産業経済活性化連絡協議会加盟団体の推薦する団体
- (3) その他町長が特に認める団体又は個人

(補助事業)

第3条 補助事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業である必要がある。

- (1) 第1条の目的を達成することが見込まれるもの
- (2) 令和4年10月1日から令和5年2月28日までの間において実施するもの
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染症対策が行われているもの
- (4) 次に掲げるいずれかに該当するもの
 - ア 河津町と既に交流がある地域・事業者との発展性が見込まれる事業
 - イ 河津町において新たな試みであり、持続性・発展性が見込まれる事業
- (5) その他町長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の交付対象とすることができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 反社会的組織等公序良俗を害するもの
- (3) その他町長が適当でないとして認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1団体25万円を限度とする。

(補助金の交付手続)

第6条 補助金の交付申請、実績報告その他の手続は、河津町負担金補助及び交付

金に関する規則（昭和34年河津町規則第1号）及び同要綱（昭和34年河津町要綱）の定めるところによる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

費目	内容
報償費	講師等への謝金、謝礼
旅費	交通費又は宿泊費の実費相当分
消耗品費	用紙、材料代等
燃料費	ガソリン代等
印刷製本費	パンフレット等印刷代
食糧費	イベントの実施に際し、不可欠と認められる材料代
通信運搬費	切手、はがき、郵送代、宅配便代
保険料	行事保険、損害保険等
手数料	振込手数料等
使用料	会場使用料、音響等使用料、その他レンタル機器使用料
その他	町長が特に必要と認めたもの